

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十五号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「の従事」を「への従事等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に、「事務もしくは、営利企業等に従事しようとするとき」を「若しくは事務に従事し、又は営利企業に従事等しようとするとき」に改める。

別表第三の七（表面）を次のように改める。

介 護 休 暇 簿

氏名 _____

(表面)

要介護者に関する事項	氏名					要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
	続柄									
	同・別居	<input type="checkbox"/> 同居		<input type="checkbox"/> 別居						
	介護が必要となった時期	年 月 日								
介護休暇の期間の初日から1年間						連続する二の期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
年 月 日から 年 月 日										
連続する一の期間	年 月 日から 年 月 日			月 (日)						
連続する二の期間	年 月 日から 年 月 日			月 (日)						
連続する三の期間	年 月 日から 年 月 日			月 (日)		連続する三の期間における要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
合計	月 (日) * 6月 (180日) を越えない範囲									
承認 年月日	届出 年月日	承認				申請 者印	休 暇 の 期 間			
		校長					年 月 日	時 間	日・時間	
.						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
.						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
.						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間
.						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分	日 時間

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。